

兵支奉第143号
令和3年8月2日

高等学校青少年赤十字加盟校長 様

日本赤十字社兵庫県支部事務局長
(公 印 省 略)

令和3年度東日本大震災復興支援事業交付金を活用した
青少年赤十字活動の実施について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、青少年赤十字活動の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、青少年赤十字加盟校（高等学校）が主体的に実施する東日本大震災被災者への支援事業に対して、その活動に要する経費の一部を補助することにより、支援事業の内容の充実と青少年赤十字活動の活性化を図ることを目的として、下記のとおり実施いたします。

つきましては、該当する事業を実施される場合には、日本赤十字社兵庫県支部のホームページに掲載しております様式にて、申請いただきますようお願いいたします。

記

1 事業実施期間

令和4年3月31日（木）まで

2 対象事業

- (1) 岩手県、宮城県及び福島県に居住する被災者に対する事業
- (2) 岩手県、宮城県及び福島県からの被災者を受け入れた都道府県に居住する当該被災者に対する事業
- (3) 岩手県、宮城県及び福島県における防災・減災等に関する施策の実施又は資機材の整備
- (4) その他社長が認める復興支援に関する事業

3 事業内容

青少年赤十字メンバーによる、住民交流会等の実施や被災者支援イベントの開催、防災・減災等に関する施策の実施、資機材の整備等

4 補助内容

- (1) 補助金は、1校につき概ね500,000円を上限とし、千円未満は切捨てとする。
- (2) 精算後、余剰金が生じた場合は返金すること。

(裏面あり)

5 申請について

- (1) 日本赤十字社兵庫県支部のホームページに掲載しております、「令和3年度東日本大震災復興支援事業計画書」(様式1-①)及び「作業管理スケジュールシート」(様式1-②)を令和3年8月10日(火)までに、FAX またはメールにて支部奉仕課へ提出すること。
- (2) 事前協議承認後、支部から補助金の交付申請通知を行い、通知に基づき申請すること。

様式は当支部のホームページ上部にあります「学校で活用・活動する」をクリックし、青少年赤十字のページ右側のバナー「東日本大震災復興支援事業に係る寄付金の活用について」に掲載しております。

※ホームページでご確認できない場合は連絡願います。

6 補助金の交付について

交付申請後、日本赤十字本社より補助金の額が確定したのちに支部から交付する。

7 活動報告

補助の決定を受けた者は活動終了後、速やかに支部長あてに当該活動の実施結果を報告しなければならない。

8 その他留意事項

- (1) 応募多数の場合は、先着順とすること。
- (2) 本件は、東日本大震災復興支援事業への使途指定寄付金を財源とすることから、本社による承認が必要であり、承認が下りなかった場合は交付しないこと。
- (3) 補助金の額は予算の範囲内とし、事業内容や事業規模によっては、申請額の全額を補助できない場合があること。
- (4) 上記3に定める支援活動に要した経費以外の経費は、補助の対象とはしないこと。

■担当

日本赤十字社兵庫県支部 事業部奉仕課

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5

TEL : 078-241-8922 FAX : 078-241-6990

Eメール : ho-shi-ka8922@hyogo.jrc.or.jp